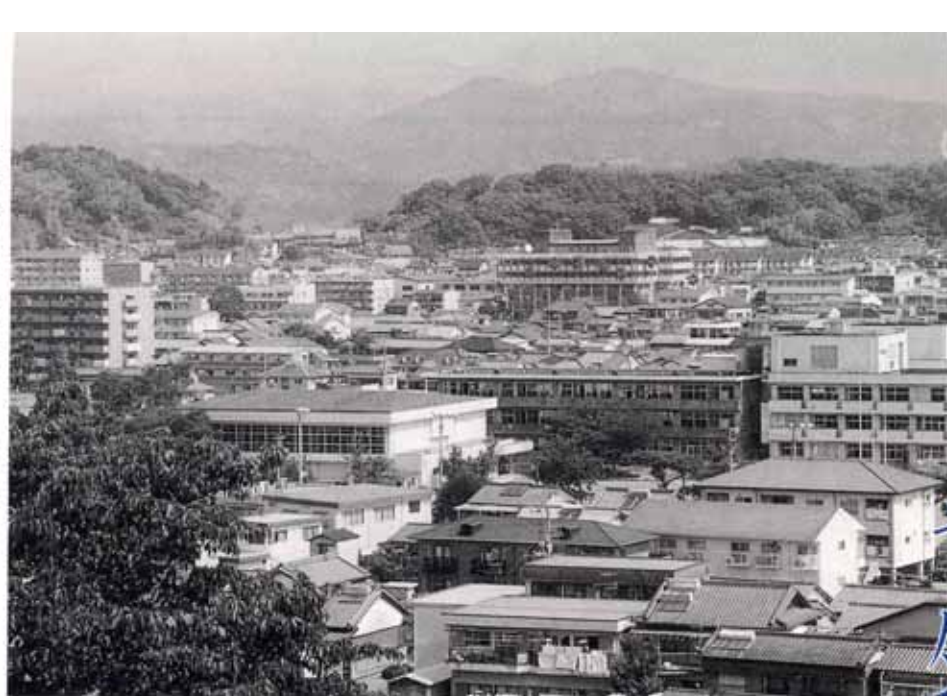


南国市環境基本条例が

平成12年4月1日に施行されました



南国市は、澄みきった空気が、みどりの山々、清らかな水辺に恵まれています。私たちは、この美しく豊かな自然を潤いのある快適な生活を営んでいくうえで、欠かせない貴重な財産として守り育てていかなければなりません。

私たちを取り巻く環境は、大気汚染や水質汚濁などの身近な問題から、地球温暖化、酸性雨などの地球規模の問題に至るまで広がりをみせ、私たちの健康や子孫の生存基盤さえ揺るがすような問題となりつつあります。

その原因の多くは、私たちの生活と密接にかかわっていますので、市、事業者、市民がそれぞれの立場に応じた役割を分担して、環境に負担がかからないように努めなければなりません。

そのため社会経済システムのあり方や、ライフスタイルの見直しまでを見据えた新しい環境政策を確立する必要があります。本市における環境政策の基本となる考えや枠組みと、制度、政策に関する基本方針を明らかにし、新たな環境問題に積極的に対応するため本条例を施行するものです。

条例制定の目的

健全で快適な環境の確保について、基本理念を定め、市、事業者および市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の市民の健全で快適な環境を確保することを目的とします。

条例の基本的な考え（理念）

- ①自然と人間との健全な調和を図りつつ、環境保全型の社会の実現を図ること。
- ②健全で快適な環境は、その重要性の意義とともに、現在の市民から将来の市民へ引き継がれること。
- ③環境の資源としての有限性を認識するとともに、それらの適正な管理および利用が図られること。

責任とつとめ

- ④すべての市民が健全で快適な環境の恵みをうけることができるよう、市、事業者および市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、力を尽くしてその実現を図ること。
 - ⑤地球環境保全に貢献すること。
- 市の責務
- ①市は、基本理念にのっとり、

南国市環境基本条例

健全で快適な環境の確保に関する総合的かつ計画的な施策を実施する責務があります。

②市は、自ら行なう事業および施策の実施に当たって、健全で快適な環境の確保について配慮する責務があります。

事業者の責務

①事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、公害の原因となるおそれがあるものを嚴重に管理し、加えて環境の状況を監視するとともに、公害を防止するために必要な措置を講ずる責務があります。

②物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、製品、その他の物が使用され、または廃棄されることによる環境への負担の低減に努めなければなりません。

市民の責務

市民は、基本理念にのっとり、健全で快適な環境の確保と日常生活との密接な関係を認識し、その生活に伴う環境への負担の低減に努めなければなりません。

基本的な政策

環境基本計画の策定

健全で快適な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、南国市環境基本計画を定めなければなりません。

豊かな自然環境の保全等

市は、自然と触れ合い、みどりに親しむ恵み豊かな地域の形成を図るため、森林、緑地、水環境、海辺の環境の保全や、環境美化の促進などについて、必要な措置を講じていかなければなりません。



環境教育、環境学習の実施

健全で快適な環境の確保に関する教育や



学習は、健全で快適な環境と人の活動との関係を認識し、理解を深めることにより、環境に関するモラルが確立され、それにより環境に配慮した活動が自ら実践できるように推進します。

地球環境の保全の推進

現在、オゾン層の破壊、温暖化、酸性雨など地球規模の環境問題が年々深刻化しています。この地球規模の環境問題は、人類共通の課題であるとともに、市民の健全で快適な環境を将来にわたって確保するうえで、極めて重要であることから、地球環境保全のための施策を推進します。

※お問い合わせは、生活環境課環境公害係（☎88016557）まで

野焼き行為について

6月号の「市民からのお便り」にもありましたが、野焼きについては廃棄物処理法・悪臭防止法や南国市のダイオキシンを少なくし、きれいな環境を守る条例（通称、ダイオキシン条例）に規定がありますが、落ち葉たきや、ちょっとしたわら焼きなどであって通常生活環境の保全上の支障をもたらさない程度の燃焼行為まで禁じているわけではありません。しかし、野焼きなどの安易な燃焼行為により多少なりとも猛毒であるダイオキシン類が発生します。

ダイオキシン類はそのほとんどが物を焼却するときに発生するといわれています。特に野焼きなどの低温で不完全燃焼するときにくさん発生します。ごみは出来るだけつくりたくないようし、生ごみは、生ごみ処理器具（市の補助制度があります。）で処理したり、剪定葉や草なども土に戻すなどして下さい。ごみとして処分するときも野焼きなどはせずに、高温でほぼ完全燃焼し、ダイオキシンの発生が少ない市の焼却施設で処分するために、ごみステーションにお出してください。